

育児・介護休業法制度を労働者へ周知

行動計画

社員が仕事と子育てと介護の両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 3 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日までの 3 年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、育児・介護休業時間単位取得、育児・介護休業中の経済的支援策等の制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 3 年 3 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3 年 3 月～ 制度に関するポスターを社内掲示板に掲示